

## 意見陳述書

2007（平成19）年7月18日

水戸地方裁判所民事第2部 御 中

茨城県取手市白山一丁目8番5号

原告 神 原 晴 美 印

今日、私は県行政と県民の信頼関係についてお話したいと思います。

今年3月、茨城県は「いばらき水のマスタープラン改訂」を発表しました。それによると、計画達成年度の平成32年には、都市用水が一日あたり46万トンも余ると記されています。それならば、県財政が逼迫している今、まだ本体工事にかかっていない八ッ場ダムの建設から撤退しようとするのが私たちの常識です。ちなみに八ッ場ダムからの取水量は一日あたり9万4000トンです。撤退してもまだ36万6000トンも水が余るのです。ところが県は、この余剰水を「環境用水」と「危機管理用水」と言う、耳慣れない新しい用途を持ち出して「水余りは無い」としています。

県は八ッ場ダムの水利権をなんの為に得ようとしたのでしょうか。言うまでもなく「水道用水」です。すでに提出されている証拠書類に基づいて当時の状況を整理してみます。

- 1、昭和60年11月27日、当時の竹内藤男茨城県知事は、建設省より茨城県の利水目的を水道用水とする「八ッ場ダムの建設に関する基本計画の作成について」の照会を受けました。
- 2、昭和61年3月24日、県議会は「原案可決」の証を知事に提出しました。
- 3、同日、竹内知事は「異議ありません」と建設省に回答しました。

重ねて言いますが、竹内知事も県議会も「水道用水」を得るために八ッ場ダムへの参加を決めたのです。つまり県は、水道用水のために八ッ場ダムに参加すると、県民に約束したのです。

では、当時の竹内知事と県議会は何をもって「八ッ場ダム基本計画」に同意したのでしょうか。県の担当部署に問い合わせましたところ、当時、将来の水需給を予測した資料は、昭和53年度策定の「茨城県水道整備基本構想」と、昭和55年7月策定の「第二次茨城県民福祉基本計画」の2点と思われる。との回答を得ました。

二つのプランを精査いたしましたところ、第二次茨城県民福祉基本計画は後からの計画ゆえか、茨城県水道整備基本構想よりも大ききな計画数字を持っていますが、人口予測も給水人口予測もなく、10年間という短期的なものでしかありません。そこで数字的にはむしろ小さめですが、計画として骨格のしっかりした茨城県水道整備基本構想をもって当時の判断データとしてみました。

## ■昭和 53 年度策定「茨城県水道整備基本構想」

年 度 (年号)	計画及び実績	人 口 千人	給水人口 千人	1 日最大給水量 万トン
1977(52)	実 績	2,434	1,589	53.2
1990(02)	計 画	3,400	2,912	133.3
2000(12)	計 画	4,200	4,072	199.2
2000(12)	実 績	2,981	2,605	104.4

計画はご覧の通りですが、計画達成年度である 2000 年度(平成 12 年)の人口予測は 420 万人、実績を上回ること 120 万人にもなります。一日最大給水量も実績のほぼ 2 倍の水量を見込んでいます。

私はいま、過大な予測を非難するつもりはありません。昭和 60 年当時、八ッ場ダムへの参加の意思を決めるにあたり、将来の人口予測、水需要予測がこのようなものであったなら、計画の当否は別にして、将来の水道用水への不安は切実なものだったと思います。八ッ場ダムへの参加にあたり、当時の県議会が「原案可決」し、竹内知事が「異議ありません」と回答したことも肯けるものです。

しかし以来 22 年、県は過大な予測を重ね続け、実績はことごとくその予測を下回ってきました。そして今年ようやく県自身が 46 万トンの水余りを認めました。しかるに県は、突然に「環境用水」と「危機管理用水」という新しい用途を持ち出して「水余りは無い」と口を拭おうとしています。平成 16 年 3 月、県議会が八ッ場ダム建設費の増額を認めた時も、このような水の用途は示されていませんでした。胸に手をあててよく考えてください。八ッ場ダムの水利権は現在の人口が 120 万人以上も多く、水利用も倍以上になることを前提に得ようとしたものではないのですか。そのための県民負担は総額で約 400 億円(起債利息含む)にも上ります。既に水道料金は開発を前提に値上がりしています。これがもし「行政の裁量の範囲」だとしたら、私たちは税金の使い途を県に任せることはできません。

私はこの裁判を通じて地方財政法 4 条 1 項の存在を知りました。そこには「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえてこれを支出してはならない」とあります。今回の事態は、まさにこの法にふれるものではないでしょうか。

私は法律について素人ですから、法律論をもって語ることは本意ではありません。行政と住民との信頼関係は、人としての誠実さの上に成り立つべきものと思うからです。また、私は行政の裁量に幅が必要なことも理解いたします。しかし、結果として行政は権力です。また民主的なルールをもってしても、行政は住民が信じて任せるしかない「目の届かないところ」で行われます。今回の余剰水の処置も、裁判という特殊な状況があったからこそ、私たちの知るところとなったに過ぎません。多分おおかたの茨城県民は知る由もなく、また行政を信じて関心も持たないでしょう。

だからこそ、行政にある人は「良心に恥じることはないか」「自らの子や孫に憚ることはないか」日々誠実な業務が求められるのです。

私はいま原告として法廷に立っています。矛盾するようですが、たった今でも行政官の良心を信じています。間違えてしまったことは正しくやり直せばいいのです。それが人です。同じ人として同じ時代を美しく生きてみようではありませんか。

平成16年（行ウ）第20号 ハッ場ダム費用差止等請求事件

原告 柏村忠志 外20名

被告 茨城県知事 外1名

## 被告変更の申立書

2007（平成19）年7月18日

水戸地方裁判所 民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 谷 萩 陽 一  
外

### 第1 申立ての趣旨

本件訴状中の請求の趣旨第1項の(2)について、「水源地域対策特別措置法第12条第1項第1号」とあるのを、「水源地域対策特別措置法第12条第1項」と変更し、同請求の趣旨第3項のうち(2)及び(3)を取り下げることが、許可するとの決定を求める。

### 第2 申立ての理由

- 1 原告らは、請求の趣旨第3項において、被告茨城県知事に対して(2)水源地域対策特別措置法（以下、「水特法」という。）第12条第1項第2号に基づく水源地域整備事業の経費負担金及び(3)財団法人利根川・荒川水源地域対策基金（以下、「対策基金」という。）の事業経費負担金の支出の差止めを求めた。

ところが、本件訴訟の過程で、それらいずれもが茨城県知事の支出するものではなく、すべて被告茨城県公営企業管理者の権限であることが判明した。

よって、原告らは申立ての趣旨記載のとおり申立てるものである（地方自治法242条の2第11項、行訴法43条3項、40条2項、15条）。

- 2 なお、茨城県公営企業管理者の権限については、茨城県公営企業の設置等に

関する条例3条2項によるものとされる（乙69）が、当該条例には八ッ場ダム事業とのかかわりについては何の規定もされていない。

さらに、水特法関係の協定書（乙43）や覚書（乙49）、対策基金にかかる協定書（乙48）の作成主体はいずれも茨城県知事となっており、上記負担金の相当部分は一般会計からの支出となっているところからも、被告を誤ったことについて原告らに重過失があったとは言えないというべきである。

以 上